佐賀県告示第87号

鳥獣保護区の指定(平成21年佐賀県告示第353号)の一部を次のように改正し、令和元年11月1日から施行する。 令和元年10月11日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

Ī	改正前	改正後
-	Zn(1)	20(1)

その(1)

1 略

2 区域

佐賀市大和町大字尼寺の県道48号佐賀外環状線と<u>県道401号</u> 佐賀環状自転車道線と市道133号石井樋祇園山線との交点を起 点とし、同市道を南へ進み<u>県道248号鍋島停車場東山田線</u>との 交点に至り、同県道を北西へ進み<u>市道58号嘉瀬川堤防1号線</u>と の交点に至り、同市道を北へ進み県道48号佐賀外環状線との交 点に至り、同県道を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成21年11月13日から平成31年10月31日まで

- 4 保護に関する指針
 - (1) (2) 略
 - (3) 鳥獣保護区の管理方針

区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や<u>鳥獣保護員</u>が随時巡視する等して区域の管理に当たる。

また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>鳥獣保護計画</u>又は<u>特定鳥獣保護管理計画</u>に基づく有害鳥 獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。 その(1

- 1 略
- 2 区域

佐賀市大和町大字尼寺の県道48号佐賀外環状線と<u>市道6045号</u> 石井樋祇園さん線との交点を起点とし、同市道を南へ進み<u>県</u> 道401号佐賀環状自転車道との交点に至り、同県道を南へ進み <u>県道248号鍋島停車場東山田線との交点に至り</u>、同県道を北西へ 進み<u>市道709号嘉瀬川堤防1号線</u>との交点に至り、同県道を北西へ 進み県道48号佐賀外環状線との交点に至り、同県道を東へ進み 起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

- 4 保護に関する指針
 - (1) (2) 略
 - (3) 鳥獣保護区の管理方針

区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や<u>鳥獣保護管理員</u>が随時巡視する等して区域の管理に当たる。

また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>鳥獣保護管理事業計画</u>又は<u>第2種特定鳥獣管理計画</u>に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。

改正前

その(2)

- 1 2 略
- 3 存続期間

平成21年11月13日から平成31年10月31日まで

- 4 保護に関する指針
 - (1) (2) 略
 - (3) 鳥獣保護区の管理方針

区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や<u>鳥獣保護員</u>が随 時巡視する等して区域の管理に当たる。

また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>鳥獣保護事業計画</u>又は<u>特定鳥獣保護管理計画</u>に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。

その(3)

- 1 2 略
- 3 存続期間

平成21年11月13日から平成31年10月31日まで

- 4 保護に関する指針
 - (1) (2) 略
 - (3) 鳥獣保護区の管理方針

区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や<u>鳥獣保護員</u>が随時巡視する等して区域の管理に当たる。

また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、鳥獣保護事業計画又は特定鳥獣保護管理計画に基づく有

その(2)

- 1 2 略
- 3 存続期間

<u>令和元年11月1日から令和11年10月31日</u>まで

改正後

- 4 保護に関する指針
 - (1) (2) 略
 - (3) 鳥獣保護区の管理方針

区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や<u>鳥獣保護管理員</u>が随時巡視する等して区域の管理に当たる。

また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>鳥獣保護管理事業計画</u>又は<u>第2種特定鳥獣管理計画</u>に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。

その(3)

- 1 2 略
- 3 存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

- 4 保護に関する指針
 - (1) (2) 略
 - (3) 鳥獣保護区の管理方針

区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や<u>鳥獣保護管理員</u>が随時巡視する等して区域の管理に当たる。

また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合に は、<u>鳥獣保護管理事業計画</u>又は<u>第2種特定鳥獣管理計画</u>に基

改正前	改正後
害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。	づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。